

別表第4 基礎工事用機械

4.1 ディーゼルパイルドライバー

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準	
4.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.1.2 動力伝達 装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.1.3 走行装置	(2) 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)	別表第1の「1.4 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.1.4 制動装置				
4.1.5 作業装置	(1) ディーゼルパイルハンマー	a 上部シリンダー	<p>① 亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>② ラム起動用上下ストップバー (別名カム) の摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ ハンマー本体つり上げ用リブ (別名カム) の下面と起動装置ストップバーの摩耗の有無を調べる。</p> <p>④ シリンダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂及び変形がないこと。</p> <p>② 著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ 著しい摩耗がないこと。</p> <p>④ 緩み及び脱落がないこと。</p>
		b 下部シリンダー	<p>① ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</p> <p>② ガイドジョー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>③ 取付けボルトの緩み及びフランジの変形の有無を調べる。</p> <p>④ エンドリング、二つ割金物及び取付けフランジの変形及び摩耗量を調べる。</p> <p>⑤ 亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>⑥ 冷却水タンク及び排水口プラグからの水漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>② 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>③ ボルトの緩みがなく、かつ、フランジの変形がないこと。</p> <p>④ 変形がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>⑤ 亀裂及び変形がないこと。</p> <p>⑥ 水漏れがないこと。</p>
		c ラム及びアンビル	<p>① 油だめ室のプラグの緩みの有無を調べる。</p> <p>② ガイドリングの摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ ピストンリングの折損の有無並びにへたりの量及び摩耗量を調べる。</p> <p>ただし、ハンマーの作動の異常及びガス漏れがない場合は、この検査を省略することができる。</p>	<p>① 緩みがないこと。</p> <p>② 著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ 折損がなく、かつ、へたりの量及び摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p>

		<p>④ ラム凸球面及びアンビル凹球面の損傷の有無を調べる。 ただし、ハンマーの作動時に異音等の異常がない場合は、この検査を省略することができる。</p> <p>⑤ 緩衝ゴムの劣化及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑥ ウォーターエンドリング、取付けフランジ、ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>④ 損傷がないこと。</p> <p>⑤ 劣化及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>⑥ 緩み及び脱落がないこと。</p>
d 燃料機器	イ 燃料タンク及び配管	<p>① 排油プラグからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>② ロッキングスピンドル（別名開閉レバー）の損傷の有無を調べる。</p> <p>③ 燃料ろ過器ストレーナーの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>④ 燃料配管の損傷及びナットの緩みの有無を調べる。</p>	<p>① 油漏れがないこと。</p> <p>② 損傷がないこと。</p> <p>③ 汚れ及び目詰まりがないこと。</p> <p>④ 損傷及び緩みがないこと。</p>
	ロ 打撃式燃料ポンプ	<p>① 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>② カムの摩耗量を調べる。</p> <p>③ プランジャーの作動の適否を調べる。</p> <p>④ 油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>② 摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>③ 正常に作動すること。</p> <p>④ 油漏れがないこと。</p>
	ハ ノズル式（別名J型）燃料ポンプ	<p>① 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>② カムの摩耗量を調べる。</p> <p>③ 燃料ストップ弁の作動の適否を調べる。</p> <p>④ 油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>② 摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>③ 正常に作動すること。</p> <p>④ 油漏れがないこと。</p>
e 潤滑装置	イ 潤滑油タンク及び配管	<p>① 排油プラグからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>② 潤滑油タンク及びロッキングスピンドル（別名開閉レバー）の損傷の有無を調べる。</p> <p>③ 潤滑油ろ過器ストレーナーの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>④ 潤滑油配管の損傷及び継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 油漏れがないこと。</p> <p>② 損傷がないこと。</p> <p>③ 汚れ及び目詰まりがないこと。</p> <p>④ 損傷及び油漏れがないこと。</p>
	ロ 潤滑油ポンプ	<p>① プランジャーの作動の適否及び油漏れの有無を調べる。</p> <p>② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 正常に作動し、かつ、油漏れがないこと。</p> <p>② 緩み及び脱落がないこと。</p>

f 起動装置	① ガイドギブ（別名案内金物）とリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。	① 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	② ガイドギブ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	③ ラムのつり上げ爪及びパウルの摩耗量を調べる。	③ 摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	④ 起動レバーの摩耗量を調べる。	④ 摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑤ つり上げ装置用ラチエット止め金具及びリンク等の作動の適否及び摩耗の有無を調べる。	⑤ 正常に作動し、かつ、著しい摩耗がないこと。
	⑥ ハンマーのつり上げフックの損傷の有無及び摩耗量を調べる。	⑥ 損傷がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑦ つり上げシーブピン及びブッシュの摩耗の有無を調べる。	⑦ 著しい摩耗がないこと。
	g キャップ	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 緩衝材（プラグを含む。）の損傷の有無を調べる。 ③ つりワイヤロープの損傷の有無及び取付け長さを調べる。
(2) ジブ	別表第1の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(3) リーダー	別表第1の「1.8 リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(4) ワイヤロープ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.1.6 油圧装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.1.7 操作装置	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.1.8 安全装置	(3) 給油脂	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.1.9 車体関係		
4.1.10 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	
	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。	

4.2 油圧パイルドライバー

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準	
4.2.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.2 動力伝達 装置	(1) 上部旋回体 (2) 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)		別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.4 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.3 走行装置				
4.2.4 制動装置				
4.2.5 作業装置	(1) 油圧 パイ ル ハン マー	a ケーシング	<p>① 亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>② ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</p> <p>③ ガイドジョー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>④ ラムとケーシングしゅう動部の隙間を調べる。</p> <p>⑤ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>⑥ ハンマー本体つり上げ用リブ下面の摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑦ つり上げ用ブラケット、フック及びピンの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>② 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>③ 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>④ 隙間が過大又は過小でないこと。</p> <p>⑤ 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>⑥ 著しい摩耗がないこと。</p> <p>⑦ 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。</p>
		b ラム	<p>① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>② ラムとシリンダーとの連結部の亀裂、損傷、変形及び緩みの有無を調べる (シリンダー直結式のものに限る。)。</p> <p>③ ワイヤロープの損傷の有無を調べる (ワイヤつり式のものに限る。)。</p> <p>④ 落下高さ検知センサー (鉄片を含む。) 溶接部の亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑤ Uパッキングの損傷及び摩耗の有無を調べる (ラムピストン式のものに限る。)。</p>	<p>① 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>② 亀裂、損傷、著しい変形及び緩みがないこと。</p> <p>③ 損傷がないこと。</p> <p>④ 亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>⑤ 損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		c アンビル、 キャップ及び カバー	<p>① アンビルの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>② ラムクッション及びキャップクッションの損傷の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>② 著しい損傷がないこと。</p>

		<p>③ カバー及びキャップの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>④ カバー及びキャップの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>⑤ アンビルガイド及びアンビルのかじり及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑥ 緩衝ゴムの亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>⑦ ハイドロコンバーターの損傷及び油漏れ並びにボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>⑧ 密閉式アンビル部の潤滑用液量の適否を調べる。</p> <p>⑨ 二つ割金物の変形の有無及び摩耗量を調べる。</p>	<p>③ 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>④ 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>⑤ かじり及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>⑥ 亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>⑦ 損傷及び油漏れ並びにボルトの緩み及び脱落がないこと。</p> <p>⑧ 量が適正であること。</p> <p>⑨ 変形がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p>
d	つり上げ装置	<p>① ガイドギブ（別名案内金物）とリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</p> <p>② ガイドギブ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>③ つり上げ装置用ラチエット止め金具及びリンク等の作動の適否及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>④ ハンマーつり上げフックの損傷の有無及び摩耗量を調べる。</p> <p>⑤ つり上げシープのピン及びブッシュの摩耗の有無を調べる。</p>	<p>① 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>② 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>③ 正常に作動し、かつ、著しい摩耗がないこと。</p> <p>④ 損傷がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>⑤ 著しい摩耗がないこと。</p>
e	油圧機器	イ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ロ 油圧シリンダー ハ 方向制御弁 ニ 電磁弁 ホ 逆止め弁 ヘ アキュムレーター	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
f	制御装置（別名コントロールボックス）	① ストローク調整装置、インターバル調整装置及びブローカウンター等の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。

		② キャブタイヤケーブルの損傷及び断線の有無を調べる。	② 損傷及び断線がないこと。
(2) ジブ	別表第1の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
(3) リーダー	別表第1の「1.8 リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
(4) ワイヤロープ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
(5) 油圧パワーユニット	① ハンマーを作動させ、作動の適否を調べる。 ② 作動油の量及び汚れの有無を調べる。 ③ 原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。	
4.2.6 油圧装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.7 操作装置	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.8 安全装置	(3) 給油脂	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.9 車体関係			
4.2.10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.3 硬質地盤油圧式くい圧入機

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準	
4.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.3.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.3.3 走行装置	(2) 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)	別表第1の「1.4 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.3.4 操縦装置	(3) 下部走行体 (トラック式のものに限る。)	別表第1の「1.5 下部走行体 (トラック式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.3.5 制動装置	(4) 下部走行体 (ホイール式のものに限る。)	別表第1の「1.6 下部走行体 (ホイール式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.3.6 作業装置	(1) オーガー装置	a 減速機	<p>① 無負荷状態で作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>② カップリングの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>③ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>④ ケース内及びスイベル部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>② 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>③ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。</p> <p>④ 油漏れがないこと。</p>
		b オーガースクリュー	<p>① スクリューロッド、羽根及び継手部の損傷及び曲がりの有無並びに摩耗量の有無を調べる。</p> <p>② スクリュー内管におけるモルタル、ベントナイトその他異物の詰まりの有無を調べる。</p>	<p>① 著しい損傷及び曲がりがなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>② 詰まりがないこと。</p>
		c オーガーヘッド	<p>① 羽根の損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>② 爪の損傷の有無及び取付け状態を調べる。</p> <p>③ ヘッド弁の損傷及び摩耗の有無並びに開閉状態を調べる。</p> <p>④ ヘッド内管におけるモルタル、ベントナイトその他異物の詰まりの有無を調べる。</p>	<p>① 著しい損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 著しい損傷がなく、かつ、取付け状態が適正であること。</p> <p>③ 損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、正常に作動すること。</p> <p>④ 詰まりがないこと。</p>
		d オーガーケーシング	<p>① オーガーケーシング、排土口及び継手部の損傷の有無及び摩耗量を調べる。</p> <p>② ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 著しい損傷がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>② 緩み及び脱落がないこと。</p>
		e 先行ガイド	先行ガイドの損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	著しい損傷、変形及び摩耗がないこと。

	f 軸受	軸受の損傷及び摩耗の有無を調べる。	著しい損傷及び摩耗がないこと。
	g オーガーフレーム	① オーガーフレームの損傷及び摩耗の有無を調べる。 ② ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 著しい損傷及び摩耗がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	h しゅう動部	しゅう動部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	著しい損傷及び摩耗がないこと。
	i ジャバラ	① ジャバラスライドの損傷及び変形の有無を調べる。 ② ジャバラの布地における裂け、ほつれその他損傷の有無を調べる。 ③ 取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 著しい損傷及び変形がないこと。 ② 著しい損傷がないこと。 ③ 取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
(2) 壓入機本体	a 爪	イ チャック	① 摩耗量を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。
		ロ クランプ	① 摩耗量を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。
		ハ ケーシングチャック	① 摩耗量を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。
	b 主構成フレーム	イ リーダーマスト	亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。
		ロ クランプ	亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。
		ハ サドル	
		ニ スライドフレーム	
	チ ホースリール	ホ チャックフレーム	
		ヘ チャック	
		ト ケーシングチャック	
		チ ホースリール	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ② 取付け部の状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ③ 起状がスムーズにできるか調べる。

		④ ホースリールを操作し、作動の適否を調べる。	④ 正常に作動すること。
c 昇降設備、作業ステージ及びステップ		① 亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、著しい損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
		② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
d しゅう動部		① 損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 著しい損傷及び摩耗がないこと。
		② 給油脂状態を調べる。	② 給油脂が十分であること。
e ギヤ、ピニオン及び駆動軸		① 回転させて、引っ掛け及び異音の有無を調べる。	① 円滑に回転し、かつ、異音がないこと。
		② 回転ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	② 亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		③ 取付けボルトの緩み、折損及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み、折損及び脱落がないこと。
		④ 軸受の摩耗の有無を調べる。	④ 著しい摩耗がないこと。
(3) 反力架台	a フレーム	フレームの損傷及び変形の有無を調べる。	著しい損傷及び変形がないこと。
	b アーム	① アームの損傷及び変形の有無を調べる。 ② アームを開閉させて、スムーズに動くか調べる。	① 著しい損傷及び変形がないこと。 ② スムーズに動くこと。
(4) パワーユニット		① 圧入機を作動させて、作動の適否を調べる。 ② 作動油の量及び汚れの有無を調べる。 ③ 原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。 ④ ケーブルの作動の適否及び損傷の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。 ④ 正常に作動し、かつ、著しい損傷がないこと。
(5) 油圧装置	a フィルター	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	b 配管		
	c 油圧モーター		
	d 油圧シリンダー		
	e 方向制御弁		
	f 電磁弁		
	g 圧力制御弁		
	h 流量制御弁		
	i 逆止め弁		
	j アキュムレーター		
	k 回転継手		

(6) 電 氣 機 器	a 各センサー	各操作を行い、作動の適否を調べる。	正常に作動し、かつ、適正に制御されていること。
	b モニター	① 各操作を行い、作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
		② モニターの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	② 破損及び水等の浸入がないこと。
	c 安全灯及び警報装置	① 各操作を行い、作動の適否及び取付け状態を調べる。	① 正常に作動し、かつ、取付け状態が適正であること。
		② 各安全灯のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	② 破損及び水等の浸入がないこと。
	d 配線	① 接続部の緩みの有無を調べる。	① 緩みがないこと。
		② 損傷の有無を調べる。	② 損傷がないこと。
(7) つ り 具	e 操作盤	① 各スイッチを操作し、作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
		② ケーブル及びコードの損傷、ねじれ及び断線の有無並びに絶縁の状態を調べる。	② 損傷、ねじれ及び断線がなく、かつ、絶縁が良好であること。
		③ 操作盤の破損及び水等の浸入の有無を調べる。	③ 破損及び水等の浸入がないこと。
	f エンジン停止スイッチ	① スイッチを操作し、作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
		② 取付け部の緩みの有無を調べる。	② 緩みがないこと。
	a つりワイヤ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	b シャックル及びつりボルト	① スナップピンの損傷、変形及び脱落の有無を調べる。	① 著しい損傷、変形及び脱落がないこと。
		② シャックル及びつりボルトの亀裂、変形及び損傷の有無を調べる。	② 亀裂、著しい変形及び損傷がないこと。
		③ ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
	c つりベルト	① 長さその他仕様の適否を調べる。	① 仕様が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
		② 損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	② 損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
4.3.7 油圧装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.8 操作装置	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.9 安全装置	(3) 下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.10 車体関係	(4) 下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第1の「1.6 下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

(5) 表示板	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(6) 紙油脂	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.4 振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置			検査方法	判定基準
4.4.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体		別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.3 走行装置	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.4 操縦装置	(3) 下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.5 制動装置	(4) 下部走行体（ホイール式のものに限る。）		別表第1の「1.6 下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.6 作業装置	(1) 振動パイルハンマー	a 緩衝機	イ ハンガー	亀裂及び損傷の有無を調べる。
			ロ シャックル及びシャックルピン	① 亀裂の有無及び摩耗量を調べる。 ② シャックル止め及び軸止め金具の緩み及び脱落の有無を調べる。
			ハ シャフト及びブッシュ	摩耗の有無を調べる。
			ニ スプリング	① コイルスプリングの亀裂の有無を調べる。 ② ハンマーをつらない状態で、主スプリングのへたりの有無を調べる。 ③ ハンマーをつった状態で、補助スプリングのへたりの有無を調べる。 ④ クッションゴム及びストップゴムの亀裂、劣化及び脱落の有無を調べる。
		b 電動機	別表第1の「1.1.2 電動機」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c 起振機	① 無負荷状態で作動させ、異音の有無を調べる。	① 異音がないこと。
			② 亀裂及び変形の有無を調べる。	② 亀裂及び著しい変形がないこと。
			③ ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
			④ つり環の摩耗の有無を調べる。	④ 著しい摩耗がないこと。
			⑤ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	⑤ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			⑥ ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑥ 油漏れがないこと。

d チャック	イ チャック 歯	① 摩耗の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 著しい摩耗がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	ロ チャック	作動させて連動機構部のがた及びかみ合い状態を調べる。	著しいがたがなく、かつ、かみ合いで適正であること。
	ハ 配管 (ホース類、高圧パイプに限る。) ニ 油圧シリンダー	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ホ 逆止め弁 (パイロットチェック弁を含む。)	① チャックを作動させ、作動の適否を調べる。 ② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。 ③ 取付け状態を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 油漏れがないこと。 ③ 取付け状態が適正であること。
	e 油圧パワーユニット	① チャックを作動させ、作動の適否を調べる。 ② 作動油の量及び汚れの有無を調べる。 ③ 原動機及び各油圧機器からの油漏れの有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。
	(2) ジブ	別表第1の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) リーダー	別表第1の「1.8 リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ワイヤロープ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.7 油圧装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.8 操作装置	(2) 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)	別表第1の「1.4 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.9 安全装置	(3) 下部走行体 (トラック式のものに限る。)	別表第1の「1.5 下部走行体 (トラック式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.10 車体関係	(4) 下部走行体 (ホイール式のものに限る。)	別表第1の「1.6 下部走行体 (ホイール式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) 給油脂	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル (クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.5 振動パイルドライバー（油圧式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
4.5.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.2 動力伝達装置	(1) パワー・ショベル系機体	別表第3の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.3 走行装置	(2) クレーン系機体	a 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.5.4 操縦装置		b 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.5.5 制動装置		c 下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.5.6 作業装置		d 下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第1の「1.6 下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
(1) 振動パイルハンマー	a 緩衝機	イ ハンガー フレーム	亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂及び著しい損傷がないこと。
		ロ つり金具	亀裂及び摩耗の有無を調べる。 亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		ハ ピン及び ブシュ	摩耗の有無を調べる。 著しい摩耗がないこと。
		ニ シャックル及びシャックルピン	この表の「4.4 振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
		ホ スプリング	<p>① コイルスプリングの亀裂の有無を調べる。 ② ハンマーをつらない状態で、コイルスプリングのへたりの有無を調べる。 ③ ラバースプリング及びストップゴムの亀裂及び劣化の有無を調べる。 ④ ラバースプリング及びストップゴムの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>① 亀裂がないこと。 ② 著しいへたりがないこと。 ③ 亀裂及び劣化がないこと。 ④ 緩み及び脱落がないこと。</p>
	ヘ ロック機構（垂直、水平、旋回に限る。）	ヘ ロック機構（垂直、水平、旋回に限る。）	<p>① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ② 操作して掛かり及び外れの状態を調べる。 ③ 油圧シリンダーからの油漏れの有無を調べる。 ④ 油圧ホースのひび割れその他損傷、劣化及び取付け状態における干渉の有無を調べる。</p> <p>① 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 ② 確実に作動すること。 ③ 油漏れがないこと。 ④ ひび割れその他損傷、劣化及び干渉がないこと。</p>

b 起振機	イ 起振機本体	① 無負荷状態で作動させ、異音の有無を調べる。	① 異音がないこと。
		② 亀裂及び変形の有無を調べる。	② 亀裂及び著しい変形がないこと。
		③ ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
		④ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	④ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		⑤ ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑤ 油漏れがないこと。
	ロ 油圧モーター ハ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
c チャック	ニ ベルトカバー及びチエーンカバー	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ② 取付け状態を調べる。	① 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 ② 取付け状態が適正であること。
	イ チャック歯 ロ チャック	この表の「4.4 振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ハ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ニ 油圧シリンダー	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
d 油圧パワーユニット	ホ 逆止め弁（パイロットチェック弁を含む。）	この表の「4.4 振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	① 起振機及びチャックを作動させ、作動の適否を調べる。 ② 作動油の量及び汚れの有無を調べる。 ③ 原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。		① 正常に作動すること。 ② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。
	① 方向制御弁を操作し、作動の適否を調べる。 ② 各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。		① 正常に作動すること。 ② 油漏れがないこと。
f エクステンションアーム	① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。		① 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。

		<p>② ハンマーを作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>③ 取付けボルト、ナット及び取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>④ シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑤ シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p>	<p>② 著しいがたがないこと。</p> <p>③ 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>④ 著しい摩耗がないこと。</p> <p>⑤ 著しい摩耗がないこと。</p>
	(2) ブーム、アーム及びリンク (パワー・ショベル系機体に限る。)	<p>① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p> <p>② ハンマーを作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>③ 取付けボルト、ナット及び取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>④ ピンシールの損傷の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>② 著しいがたがないこと。</p> <p>③ 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>④ 損傷がないこと。</p>
	(3) ジブ (クレーン系機体に限る。)	別表第1の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ワイヤロープ (クレーン系機体に限る。)	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.7 油圧装置 4.5.8 操作装置 4.5.9 安全装置 4.5.10 車体関係	(1) パワー・ショベル系機体 (2) クレーン系機体 a 上部旋回体 b 下部走行体 (クローラ式のものに限る。) c 下部走行体 (トラック式のものに限る。) d 下部走行体 (ホイール式のものに限る。) (3) 給油脂	<p>別表第3の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル (クローラ式のものに限る。)」又は「3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル (ホイール式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。</p> <p>別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。</p> <p>別表第1の「1.4 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。</p> <p>別表第1の「1.5 下部走行体 (トラック式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。</p> <p>別表第1の「1.6 下部走行体 (ホイール式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。</p> <p>別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル (クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。</p>	
4.5.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.6 アース・ドリル（油圧式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準	
4.6.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体 (2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.3 走行装置				
4.6.4 制動装置				
4.6.5 作業装置	(1) ドリル 装置	a アースドリル バケット（拡底 バケットを含む 。）	① 亀裂及び損傷の有無を調べる。 ② 爪及びシャンクのがた及び摩耗の有無を調べる。 ③ 底蓋開閉装置の作動の適否を調べる。 ④ 底蓋の損傷の有無を調べる。 ⑤ サイドカッターの摩耗の有無並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ⑥ ラッチキーパー及びラッチバーの摩耗の有無を調べる。 ⑦ レバー及びピンの損傷及び摩耗の有無を調べる。 ⑧ ジョイントピンの損傷及び曲がりの有無を調べる。 ⑨ 拡大翼の変形及び摩耗の有無を調べる（拡底バケットに限る。） ⑩ カッターの摩耗及び割れの有無を調べる。	① 亀裂及び著しい損傷がないこと。 ② 著しいがた及び摩耗がないこと。 ③ 正常に作動すること。 ④ 著しい損傷がないこと。 ⑤ 著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。 ⑥ 著しい摩耗がないこと。 ⑦ 損傷及び著しい摩耗がないこと。 ⑧ 損傷及び著しい曲がりがないこと。 ⑨ 著しい変形及び摩耗がないこと。 ⑩ 著しい摩耗及び割れがないこと。
		b ケリーバー	① 損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。 ② 緩衝用ボルトの損傷及び曲がりの有無を調べる。 ③ 緩衝用ばねの損傷及びへたりの有無を調べる。 ④ 緩衝用ナットの緩みの有無を調べる。 ⑤ ストップバーの損傷及び変形の有無を調べる。 ⑥ 回転継手の回転の状態を調べる。 ⑦ 回転継手からの油漏れ及び取付けピンの緩みの有無を調べる。	① 損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。 ② 著しい損傷及び曲がりがないこと。 ③ 損傷及びへたりがないこと。 ④ 緩みがないこと。 ⑤ 損傷及び著しい変形がないこと。 ⑥ 円滑に回転すること。 ⑦ 油漏れ及び取付けピンの緩みがないこと。

	c ケリーバー押下げ装置	ケリーバー押下げ装置の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	d フロントフレーム	フレームの損傷及び変形の有無を調べる。	損傷及び著しい変形がないこと。
	e ケリードライブ装置	① 作動させて異音の有無を調べる。 ② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ③ ケースからの油漏れの有無を調べる。 ④ バッファーの亀裂の有無を調べる。	① 異音がないこと。 ② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。 ④ 著しい亀裂がないこと。
	f フレームサポート及びフレーム起伏ガイドブ	① シーブブラケット及びターンバックルの亀裂及び変形の有無を調べる。 ② シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。 ③ シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。 ② 著しい摩耗がないこと。 ③ 著しい摩耗がないこと。
	g 油圧機器	イ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ロ 油圧モーター ハ 油圧シンダー ^ニ 電磁弁	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(2) ジブ	別表第1の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) ワイヤロープ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.6 油圧装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.7 操作装置	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.8 安全装置	(3) 給油脂	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.9 車体関係			
4.6.10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.7 アース・ドリル（機械式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準	
4.7.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.2 動力伝達 装置	(1) 上部旋回体		別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.3 走行装置	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.4 制動装置				
4.7.5 作業装置	(1) ドリル 装置	a アースドリル バケット	<p>① 亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>② 爪及びシャンクのがた及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ 底蓋開閉装置の作動の適否を調べる。</p> <p>④ 底蓋の損傷の有無を調べる。</p> <p>⑤ サイドカッターの摩耗の有無並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>⑥ ラッチキーパー及びラッチバーの摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑦ レバー及びピンの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑧ ジョイントピンの損傷及び曲がりの有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂及び著しい損傷がないこと。</p> <p>② 著しいがた及び摩耗がないこと。</p> <p>③ 正常に作動すること。</p> <p>④ 著しい損傷がないこと。</p> <p>⑤ 著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。</p> <p>⑥ 著しい摩耗がないこと。</p> <p>⑦ 損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>⑧ 損傷及び著しい曲がりがないこと。</p>
b ケリーバー		この表の「4.6 アース・ドリル（油圧式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
c ケリーバー押 下げ装置（油圧 押下げ装置を含 む。）		<p>① スイベルブロック及びコッタ ーの摩耗の有無を調べる。</p> <p>② コッターバねの損傷及びへた りの有無を調べる。</p> <p>③ ブラケット及びステーの亀裂 及び変形の有無を調べる。</p> <p>④ 取付けボルトの緩み及び脱落 の有無を調べる。</p>	<p>① 著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 損傷及びへたりがないこと。</p> <p>③ 亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>④ 緩み及び脱落がないこと。</p>	
d フロントフレ ーム		<p>① フレームの損傷及び変形の有 無を調べる。</p> <p>② フレームレバーの変形及び摩 耗の有無を調べる。</p> <p>③ ブームフートレバーの変形の 有無を調べる。</p> <p>④ ばねの損傷及びへたりの有無 を調べる。</p> <p>⑤ フレームロック用爪の変形及 び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>① 損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>② 著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>③ 著しい変形がないこと。</p> <p>④ 損傷及びへたりがないこと。</p> <p>⑤ 著しい変形及び摩耗がないこと。</p>	

		<p>⑥ カバーの損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>⑦ テークアップのアジャストボルトの損傷の有無を調べる。</p>	<p>⑥ 損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>⑦ 著しい損傷がないこと。</p>
	e ドラム軸	<p>① 軸及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p> <p>② ドラムの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ チェーンの緩みを調べる。</p> <p>④ チェーン及びスプロケットの亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑤ 滑りクラッチのかみ合いの適否及び動き具合を調べる。</p> <p>⑥ ギヤボックスの異音及び油漏れの有無を調べる。</p> <p>⑦ ギヤ付き軸の摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑧ バッファーの損傷の有無を調べる。</p>	<p>① 著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 著しい損傷及び摩耗がないこと。</p> <p>③ 張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>④ 亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>⑤ かみ合いが適正で、かつ、動きが円滑であること。</p> <p>⑥ 異音及び油漏れがないこと。</p> <p>⑦ 著しい摩耗がないこと。</p> <p>⑧ 著しい損傷がないこと。</p>
	f フレームサポート及びフレーム起伏ガイドシープ	この表の「4.6 アース・ドリル（油圧式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	g 油圧機器	イ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ロ 油圧シリンダー	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(2) ジブ	別表第1の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) ワイヤロープ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.6 油圧装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.7 操作装置	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.8 安全装置	(3) 給油脂	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.9 車体関係			
4.7.10 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。		各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.8 一体型せん孔機

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
4.8.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.2 動力伝達装置	(1) 流体継手	① 作動させて異音の有無を調べる。	① 異音がないこと。
		② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③ 油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
	(2) Vプーリー	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	① 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	(3) Vベルト (ポンプ駆動用、ワインチ駆動用に限る。)	① 緩みを調べる。	① 張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		② 損傷及び摩耗の有無を調べる。	② 著しい損傷及び摩耗がないこと。
4.8.3 走行装置	下部走行体 (クローラ式のものに限る。)	別表第1の「1.4 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.4 制動装置			
4.8.5 作業装置	(1) ウインチ	① 作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
		② ブレーキ及びクラッチの作動の適否を調べる。	② 正常に作動すること。
		③ ドラムの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	③ 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		④ バンドの亀裂及び変形並びにライニングの摩耗の有無を調べる。	④ 亀裂及び変形並びにライニングの著しい摩耗がないこと。
	(2) ウインチ減速機	① 作動させて異音の有無を調べる。	① 異音がないこと。
		② チェーンの損傷及び摩耗の有無並びに伸びを調べる。	② 損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、伸びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③ スプロケットの損傷及び摩耗の有無を調べる。	③ 損傷及び著しい摩耗がないこと。
		④ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	④ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		⑤ ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑤ 油漏れがないこと。

(3) ウ イ ン チ 操 作 裝 置	a マスターシリ ンダー	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	b パワーシリン ダー	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	c ロッド、リン ク及びケーブル 類	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	d ホース及びパ イプ	<p>① 圧力をかけ、油漏れの有無を調べる。</p> <p>② ひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。</p> <p>③ ホースクランプ、パイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体との干渉の有無を調べる。</p>	<p>① 油漏れがないこと。</p> <p>② 著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。</p> <p>③ 緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。</p>
(4) ブ ーム	a ブーム	<p>① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>② 取付けピン及び固定ピンの摩耗量を調べる。</p> <p>③ シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>④ シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑤ はしご、手すり及び踊り場の損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>⑥ ブームステーの変形及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>② 摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>③ 著しい摩耗がないこと。</p> <p>④ 著しい摩耗がないこと。</p> <p>⑤ 損傷及び変形がないこと。</p> <p>⑥ 著しい変形及び摩耗がないこと。</p>
	b キャリッジ	<p>① 損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>② ストップバーの作動の適否を調べる。</p> <p>③ 緩衝機の平ばねのへたりの有無を調べる。</p>	<p>① 損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 正常に作動すること。</p> <p>③ へたりがないこと。</p>
	c 排土板	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
	d クラウンヘッ ド	① 変形及び摩耗の有無を調べる。	① 著しい変形及び摩耗がないこと。
		② クラウンポール及びピンの摩耗の有無を調べる。	② 著しい摩耗がないこと。
	e シュート	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。

(5) チ ュ ーブ ィ ン グ 装 置	a クランピング ユニット	① 亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。	
		② 連結用のピン及びブッシュの変形及び摩耗の有無を調べる。	② 著しい変形及び摩耗がないこと。	
		③ 取付け部の変形及び摩耗の有無を調べる。	③ 著しい変形及び摩耗がないこと。	
b アーム		④ 締付けシリンダーを作動させ、チューブの締めしろを調べる。	④ 締めしろが適正であること。	
		① 亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。	
c 下部ガイド		② 揺動シリンダーの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。	
		① 亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。	
		② ガイドピン及びコッターの緩みの有無を調べる。	② 緩みがないこと。	
(6) 旋 回 装 置	a クランピング ユニット	この表の「4.8.5 作業装置」の「(5) チューピング装置」の「a クランピングユニット」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
		① 作動させて異音の有無を調べる。	① 異音がないこと。	
	b 減速機	② ピニオン及びギヤの損傷及び摩耗の有無を調べる。	② 損傷及び著しい摩耗がないこと。	
		③ ケースの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	③ 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。	
		④ スライド部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	④ 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。	
		⑤ ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤ 緩み及び脱落がないこと。	
		⑥ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	⑥ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。	
		⑦ ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑦ 油漏れがないこと。	
	c クランプ開閉 装置	① タイヤの空気圧を調べる。	① 空気圧が適正であること。	
		② タイヤの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	② 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。	
		③ 回転体の損傷及び摩耗の有無を調べる。	③ 損傷及び著しい摩耗がないこと。	
(7) ハンマーグラブ		① グラブヘッドとクラウンヘッドとの連結状態を調べる。	① 確実に連結されていること。	
		② 作動させてシェルの開閉状態を調べる。	② 正常に作動すること。	
		③ グラブの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	③ 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。	
		④ シェルの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	④ 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。	
		⑤ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤ 緩み及び脱落がないこと。	

	(8) ワイヤロープ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.6 油圧装置	(1) 作動油タンク (2) フィルター (3) 配管（ホース類、 高圧パイプに限る。 ） (4) 油圧ポンプ (5) 油圧モーター (6) 油圧シリンダー (7) 方向制御弁 (8) 電磁弁 (9) 圧力制御弁 (10) オイルクーラー ¹ (11) アキュムレーター (12) 回転継手	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(13) 走行関係油圧機器	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.7 操作装置	操作レバー	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.8 安全装置 4.8.9 車体関係	(1) 前部フレーム	<p>① 損傷及び変形の有無を調べる。 ② 搖動シリンダーの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 損傷及び著しい変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) 後部フレーム	<p>① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ② ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。</p>
	(3) アウトリガー	<p>① 前部及び伸び部のアウトリガーを作動させ、引っ掛けかり等の異常の有無を調べる。 ② 構造部の変形及び摩耗の有無を調べる。 ③ 固定ピン部の変形及び摩耗の有無を調べる。 ④ 前部アウトリガーのフートアセンブリーの締付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ⑤ 後部アウトリガーのインナーボックスのがたの有無を調べる。</p>	<p>① 円滑に作動すること。 ② 著しい変形及び摩耗がないこと。 ③ 著しい変形及び摩耗がないこと。 ④ 緩み及び脱落がないこと。 ⑤ 著しいがたがないこと。</p>
	(4) 表示板	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) 警報装置	別表第2の「2.4 スクレーパ・ドーザー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(6) 計器類（油圧計、 水温計、電流計を含む。）	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

(7) 下部架台フレーム 及びブラケット（クローラフレームを含む。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(8) 純油脂	各部の給油脂状態を調べる。	純油脂が十分であること。
4.8.10 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこ

4.9 分離型せん孔機

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準	
4.9.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.2 動力伝達 装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.3 走行装置	(2) 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)	別表第1の「1.4 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.4 制動装置				
4.9.5 作業装置	(1) 把持装置 (くさび式 及び バンド式 に限る。)	a メインチャック	① チャックフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 締付けバンド、くさび及びスペーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。 ③ 連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 ③ 変形及び著しい摩耗がないこと。
		b サブチャック	① 締付けバンド、くさび及びスペーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。 ② 連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 ② 変形及び著しい摩耗がないこと。
	(2) 押込み・引抜き装置	a ガイドポスト	① ガイドポストの亀裂、変形及びブッシュの摩耗の有無を調べる。 ② ガイドポストの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
		b ステージ	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	(3) 回転駆動装置	a ドライブフレーム	① ドライブフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
		b 回転減速機	① 回転中の異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ③ ケース内の封入グリース量及び汚れの有無を調べる。	① 異音及び異常発熱がないこと。 ② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ③ 封入グリース量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		c 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

(4) 水平調整装置	a ベースフレーム	① ベースフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	b レベルジャッキ	球座のかじり及び変形の有無を調べる。	かじり及び著しい変形がないこと。
	c 反力装置（おもり式、バー式のものに限る。）	① 架台の亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	(5) 油圧装置		
a 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） b 油圧シリンダー c 油圧モーター d 方向制御弁 e 電磁弁 f 逆止め弁 g アキュムレーター			別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
(6) パワーユニット	① せん孔機を作動させ、作動の適否を調べる。 ② 作動油の量及び汚れの有無を調べる。 ③ 原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。 ④ リモコン、角度計及びケーブルの作動の適否及び損傷の有無を調べる。		
	① 正常に作動すること。 ② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。 ④ 正常に作動し、かつ、著しい損傷がないこと。		
	(7) ジブ		
	別表第1の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
(8) ワイヤロープ	(9) ハンマーグラブ		
	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.6 油圧装置 4.9.7 操作装置 4.9.8 安全装置 4.9.9 車体関係	(1) 上部旋回体		
	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）		
	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.10 総合テスト	(3) 表示板		
	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
(4) 納入検査	(4) 納入検査		
	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.10 アース・オーガー

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準	
4.10.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.10.2 動力伝達 装置	(1) 上部旋回体		別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.10.3 走行装置	(2) 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)		別表第1の「1.4 下部走行体 (クローラ式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.10.4 操縦装置	(3) 下部走行体 (トラック式のものに限る。)		別表第1の「1.5 下部走行体 (トラック式のものに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.10.5 制動装置				
4.10.6 作業装置	(1) 掘削 機	a 減速機	<p>① 無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。</p> <p>② カップリングの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>③ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>④ ケース、スイベル部及び下部カップリングからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 異音がないこと。</p> <p>② 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>③ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。</p> <p>④ 油漏れがないこと。</p>
		b 減速機ホルダ	<p>① 亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>② シープの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ シープのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p> <p>④ ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</p> <p>⑤ バランスウェイト及びカウンターウェイトの取付け状態を調べる。</p>	<p>① 亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>② 著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ 著しい摩耗がないこと。</p> <p>④ 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>⑤ 取付け状態が適正であること。</p>
		c オーガースクリュー	<p>① スクリューロッド、羽根及び継手部の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>② スクリュー内管におけるモルタル、ベントナイトその他異物の詰まりの有無を調べる。</p> <p>③ スクリュー芯金及びパッキンの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>① 著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。</p> <p>② 詰まりがないこと。</p> <p>③ 損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		d オーガーヘッド	① 羽根の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。	① 著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。

		<p>② 爪の損傷の有無及び取付け状態を調べる。</p> <p>③ ヘッド弁の損傷及び摩耗の有無並びに開閉状態を調べる。</p> <p>④ ヘッド内管におけるモルタル、ベントナイトその他異物の詰まりの有無を調べる。</p>	<p>② 著しい損傷がなく、取付け状態が適正であること。</p> <p>③ 損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、正常に作動すること。</p> <p>④ 詰まりがないこと。</p>	
	e 電動機	別表第1の「1.1.2 電動機」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
f 油圧機器	イ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ロ 油圧モーター	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	g トップシーブ	<p>① 溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>② ピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p>	<p>① 著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 著しい摩耗がないこと。</p>	
	h 中間振れ止め装置	<p>① ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</p> <p>② シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p> <p>④ スペーサーの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>① 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>② 著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ 著しい摩耗がないこと。</p> <p>④ 損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>	
	i 下部振れ止め装置	<p>① ローラーの損傷及び摩耗の有無並びに回転の状態を調べる。</p> <p>② ホルダークランプの亀裂及び損傷の有無並びに取付け状態を調べる。</p>	<p>① 損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、円滑に回転すること。</p> <p>② 亀裂及び損傷がなく、かつ、取付け状態が適正であること。</p>	
	(2) ジブ	別表第1の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(3) リーダー	別表第1の「1.8 リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(4) ワイヤロープ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.10.7 油圧装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.10.8 操作装置	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.10.9 安全装置	(3) 下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.10.10 車体関係	(4) 給油脂	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		

4.10.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
------------------	--	-----------------------------------

4.11 建柱車

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
4.11.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.11.2 動力伝達装置	下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.11.3 走行装置			
4.11.4 操縦装置			
4.11.5 制動装置			
4.11.6 作業装置	(1) オーガー装置	a オーガーサポート	<p>① 亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>② オーガーサポートの連結部のがた及びスライダーの摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ オーガー自動スライド装置のスプリングのへたりの有無及び作動の適否を調べる。</p> <p>④ スライダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>
		b アーム	<p>① 亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>② ピン及びブッシュの摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ ピン取付けナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>
		c オーガー減速機	<p>① 無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。</p> <p>② ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>③ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>④ ケース及び出力軸からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>⑤ サポート及びモータークースの亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>⑥ サポートのボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>
		d オーガースクリュー	<p>① スクリューパイプ及びオーガーブレード（別名羽根）の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>② 伸縮用シャフトの伸縮状態を調べる。</p>

		③ 固定ピンの損傷及び変形の有無並びにロック状態を調べる。 ④ スクリュー取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ⑤ スクリューストップバーの損傷の有無を調べる。	③ 損傷及び変形がなく、かつ、ロック状態が適正であること。 ④ 緩み及び脱落がないこと。 ⑤ 損傷がないこと。
e	オーガーヘッド	① 損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。 ② カッター及び爪の損傷の有無を調べる。 ③ カッター取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。 ② 著しい損傷がないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。
f	格納装置	① ステーの亀裂及び開きの有無を調べる。 ② カムの摩耗の有無及び作動の適否を調べる。	① 亀裂及び著しい開きがないこと。 ② 著しい摩耗がなく、かつ、作動が適正であること。
g	巻過ぎ防止装置	① 作動の適否を調べる。 ② 油漏れの有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 油漏れがないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。
h	送油ガイド	① ジブを伸縮させ、作動の適否を調べる。 ② ケース、帯板及びシーブの損傷の有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 著しい損傷がないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。
i	ワインチ装置	① 作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② 最大定格荷重の荷をつり、ブレーキの効き具合を調べる。 ③ ドラムの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ④ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ⑤ ケースからの油漏れの有無を調べる。 ⑥ 取付け状態を調べる。	① 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。 ② 効き具合が正常であること。 ③ 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 ④ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ⑤ 油漏れがないこと。 ⑥ 取付け状態が適正であること。
j	イ ウィヤガード	① ジブを伸縮させ、各ワイヤガード間の干渉の有無を調べる。 ② ガイド及びスライダーの損傷及び摩耗の有無並びに取付け状態を調べる。	① 干渉がないこと。 ② 著しい損傷及び摩耗がなく、かつ、取付け状態が適正であること。
	ロ フック平行移動装置	ジブを伸縮させ、ジブ先端とつりフックとの間隔を調べる。	間隔が常に一定であること。
(2) ジブ		別表第1の「1.7.2 ボックス構造ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	(3) ワイヤロープ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.11.7 油圧装置	(1) 作動油タンク (2) フィルター (3) 配管（ホース類、 高压パイプに限る。 ） (4) 油圧ポンプ (5) 油圧モーター (6) 油圧シリンダー (7) 方向制御弁 (8) 壓力制御弁 (9) 逆止め弁 (10) 回転継手	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.11.8 操作装置	レバー、ペダル及びハンドル	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.11.9 安全装置	(1) 旋回装置 a ターンテーブル	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。
4.11.10 車体関係	b 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	c 旋回減速機	別表第3の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(2) 架台装置 a サブフレーム (操作架台を含む。)	① フレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。
	b ジブ受け及び ポール受け	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。
	(3) ペダルロック及び レバーロック	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(4) アウトリガ a ビーム、ビームボックス及び フロート b ロック及びロックピン	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(5) 座席 (6) 昇降設備及び滑り止め (7) 表示板	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(8) 下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。

	(9) 給油脂	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
4. 11. 11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。